

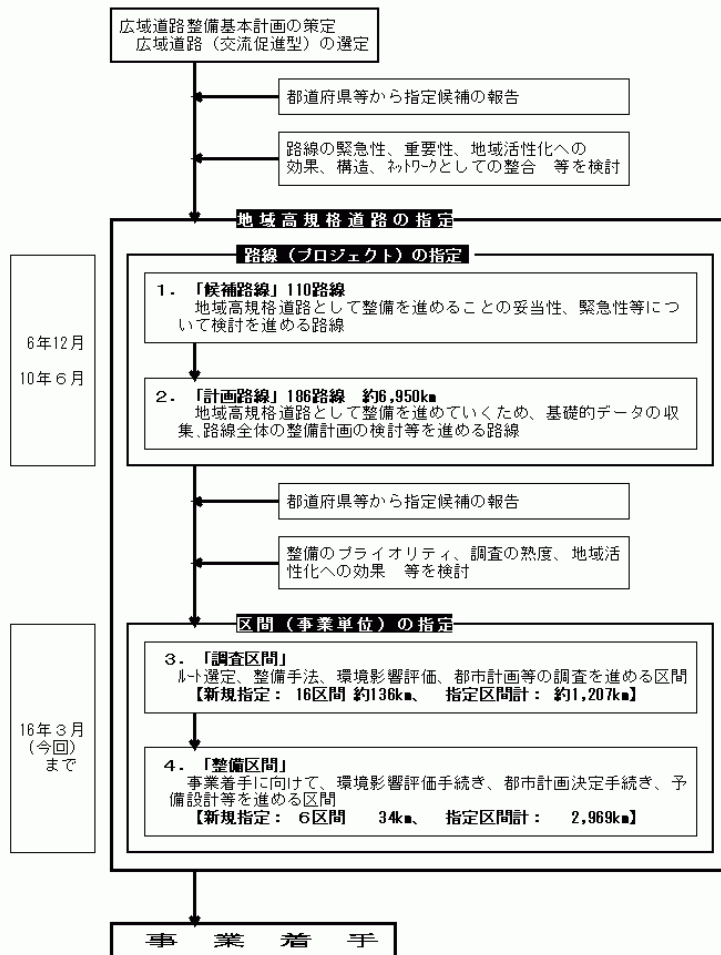
地域高規格道路の区間指定について

[Back to Home](#)

平成16年3月30日
 <問い合わせ先>
 道路局企画課道路経済調査室
 (内線37642)
 都市・地域整備局街路課
 (内線32862)
 TEL:03-5253-8111(代表)

- 国土や地域の骨格を形成し、広域の物流や交流を分担する広域幹線道路は、高規格幹線道路、一般国道、主要地方道から構成され、延長約12万キロに及びますが、自動車専用道路として高い走行サービスを提供する高規格幹線道路と、その他の幹線道路では、走行速度等のサービスレベルに大きな格差があるのが現状です。
- このため、高規格幹線道路を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える道路として整備することが望ましい路線を「地域高規格道路」として指定し、自動車専用道路もしくはこれと同等の規格を有し、概ね60km/h以上の走行サービスを提供できる道路として整備を行っているところです。
- これまで、平成6年12月及び平成10年6月の2回にわたり、地域高規格道路として整備を進めることの妥当性・緊急性等について基礎的調査を実施する路線を「候補路線」として、また、構造要件等を満足し、地域高規格道路として必要な整備を実施する路線を「計画路線」として、それぞれ指定しています。
- さらに、「計画路線」として指定されたもののうち、整備のプライオリティ、調査の熟度、地域活性化への効果等を勘案し、
 【調査区間】:ルート選定、整備手法、環境影響評価、都市計画等の調査を進める区間
 【整備区間】:事業着手に向け、都市計画・環境影響評価手続き、予備設計等を進める区間
 をそれぞれ指定し、所要の調査及び事業を行っているところです。
- 今般、都道府県、政令指定市からの報告に基づき、平成16年3月30日付にて、「調査区間」16区間約136km、「整備区間」6区間34kmの指定を実施することと致しました。
 (別紙1)
 なお、整備区間指定箇所については、費用便益分析等の事業評価を詳細に実施した上で、指定を行っています。(別紙2)

地域高規格道路の指定の手順と経緯



- 別紙1 [地域高規格道路 調査区間](#)
- 別紙2 [新規事業採択時評価結果\(平成16年度新規着工準備箇所\)](#)
- [東北地方整備局管内地域高規格道路指定路線図](#)
- [関東地方整備局管内地域高規格道路指定路線図](#)
- [北陸地方整備局管内地域高規格道路指定路線図](#)
- [中部地方整備局管内地域高規格道路指定路線図](#)
- [近畿地方整備局管内地域高規格道路指定路線図](#)

- [中国地方整備局管内地域高規格道路指定路線図](#) 
- [四国地方整備局管内地域高規格道路指定路線図](#) 
- [九州地方整備局管内地域高規格道路指定路線図](#) 

PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。右のアイコンをクリックしてAcrobat Readerをダウンロードしてください(無償)。
Acrobat Readerをダウンロードしても、PDFファイルが正常に表示されない場合は[こちら](#)をご参照下さい。

